

## 令和2年度大学生等の教育アシスタント活用事業実施要項

三重県教育委員会事務局教職員課

この要項は、大学生等の教育アシスタント活用事業を円滑に実施するため必要な事項を定める。

- 1 事業のねらい  
教員を希望する大学生等が、公立小・中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校等（以下、「小中学校等」という。）において教育アシスタントとして、児童生徒の指導に加わることにより、児童生徒一人ひとりの指導を充実するとともに、養成段階からの教員としての人材育成を図る。
- 2 対象者  
教育職員を目指している大学生等（三重大学、皇學館大学、鈴鹿大学、鈴鹿大学短期大学部の学生に限る。）
- 3 実施施設  
教育アシスタントの活用を希望する小中学校等
- 4 実施期日・実施回数  
令和2年6月1日～令和3年3月15日  
・前期は中止したため、後期（10月1日～3月15日）のみ1回募集する。  
・申込み締め切り日  
（後期開始分）令和2年9月4日
- 5 活動内容  
大学等の講義の空き時間等を利用して、毎週数時間、教育アシスタントとして指導に当たる。教育アシスタントは、県立学校長又は市町等教育委員会及び公立小中学校長の指揮監督の下、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、特別支援教育等の補助、介助の補助等の指導に当たる。活動の範囲は、教員の行う教育活動の補助とする。単独で各教科、総合的な学習の時間、特別活動、特別支援教育等の補助・介助等の指導に当たることはできず、必ず教員の指導のもとで行うものとする。
- 6 連絡調整  
三重県教育委員会は、関係大学等と受入市町等教育委員会、県立学校との調整を行う。配置校決定後は、大学等と配置校とが直接連絡を行う。
- 7 事前研修の実施  
配置校は、大学生等に対して事前研修を実施する。
- 8 保険への加入  
傷害保険への加入については、三重県教育委員会がその費用を負担する。ただし、事前に傷害保険に加入している大学生等にあっては、その保険をもって代えるものとする。通勤には公共交通機関を利用するものとし、やむを得ず自家用車を使用する場合には、校長の許可を得るとともに、自賠責保険のほか任意保険への加入を学生に義務づけるものとする。
- 9 大学生等の責務  
大学生等は、本事業による活動中に知り得た秘密を保持する義務がある。教育アシスタント活動中は、学生証を携帯しなければならない。
- 10 大学の責務  
大学は、健康診断の受診と、自家用車を使用する学生については任意保険への加入等の指導、確認を行う。
- 11 配置校の責務  
配置校の校長は、教育アシスタントの大学生等を指導監督するとともに、本事業の趣旨が生かされるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 12 この要項に定めるもののほか、大学生等の教育アシスタント活用事業の実施に関し必要な事項は、関係大学と三重県教育委員会が協議して決める。

この要項は、令和2年7月1日から実施する。